

**複数就業者への労災保険給付について
～中間とりまとめで提示された論点の検討について～**

目次

1. 業務上の負荷の合算について①

1-1.業務上の負荷を合算して評価することについて(労働時間、心理的負荷関係)(→P.3)

1-2.仮に業務上の負荷の合算を行う場合の認定方法について(労働時間、心理的負荷関係)(→P.7)

1-3.仮に業務上の負荷の合算を行う場合の保険料負担の在り方について(→P.13)

2. 特別加入制度のあり方について①

2-1.複数就業と特別加入制度について(→P.19)

1. 業務上の負荷の合算について①

1-1. 業務上の負荷を合算して評価することについて(労働時間、心理的負荷関係)

<現行制度>

- 労働基準法に基づく使用者の災害補償責任は、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。
- 労災保険制度は、被災労働者の傷病死亡等に対して迅速かつ公正な保護を行い、労働者の稼働能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を行うことを目的としている。
- このため、現在、労災保険法に基づく保険給付は、労働基準法に基づく災害補償責任の範囲と必ずしも一致しておらず、
 - ・ 通勤災害に関する保険給付、介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に補償しているもの
 - ・ 傷病補償（年金払）、障害補償（年金払）、遺族補償（年金払）、特別支給金のよう
に労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているものが存在する。
- 現在、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定においては、原則として、事業場ごとに労災認定における業務起因性（業務上の負荷と災害との相当因果関係）の判断を行っており、複数の事業場における業務上の負荷を合わせて評価する取扱いはしていない。

1-1. 業務上の負荷を合算して評価することについて(労働時間、心理的負荷関係)(続き)

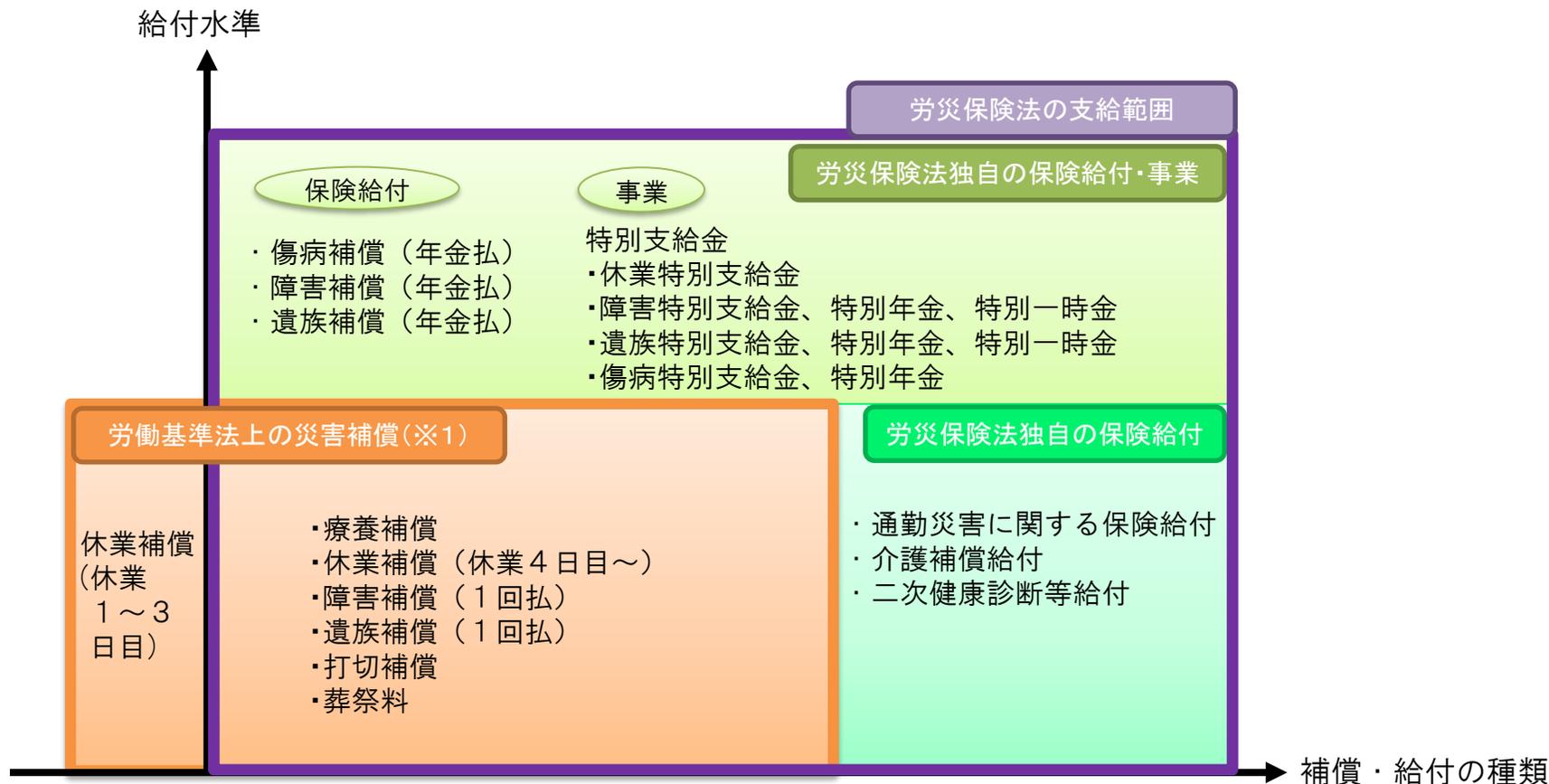
<論点>

- 複数の事業主に雇用され各事業場で使用される場合には、それぞれの事業場で負荷を判断して労災認定している。
 - 一方、複数事業場で使用される場合であっても、同一事業主に雇用されている場合や同一の派遣元から労働者派遣されている場合には、各事業場での労働時間や心理的負荷を合算し全体として評価し労災認定している。
 - これらの違いをどう評価するか。

- 仮に、複数の就業先の業務上の負荷を合わせて評価して初めて労災認定できるような場合に新たに労災給付を行うのであれば、通勤災害と同様に、いずれの事業場も災害補償責任を負わないと整理することも考えられないか。

- 一の就業先における業務上の負荷によって労災認定できるような場合には、現行と同様に、当該事業場における労災として認定すべきではないか。その場合は、現行と同様に、当該事業場に災害補償責任があり、他の就業先には災害補償責任がないものとすべきではないか。

労働基準法の災害補償と労災保険法の給付の関係（イメージ図）



(※1) 労災保険法等に基づき、相当する給付が行われるべき場合、使用者の災害補償責任は免除される。

(※2) 労災保険法は、労働基準法に規定する労働者を使用する全ての事業に適用され（国家公務員・地方公務員（現業の非常勤職員を除く。）は適用除外）が、農林水産業の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。

また、労災保険法では特別加入制度を設け、労働基準法上の労働者以外の者のうち労働者に準じて保護すべきものとして、一部の中小事業主や一人親方等について、特別に加入を認めている。

【参考】複数就業者の労災認定に係る裁判例(大阪高裁H27. 5. 7判決)

【事案の概要】 (裁判例をもとに個人を特定できないよう若干加工したもの)

- A社及びB社で勤務していた労働者Xが急性心機能不全の疑いで死亡。これについて被災者の妻が遺族補償給付及び葬祭料を請求。
- 労働基準監督署では、A社及びB社の労働時間を合算して業務起因性を認め、A社での賃金を基礎としてXの平均賃金を算定し、給付基礎日額を約7,500円とした上で遺族補償給付及び葬祭料等を給付する旨の処分を行った。
- これに対して、原告は、A社及びB社での労働の相乗効果で心疾患を発症したものであるから、両社に業務起因性を認め、賃金を合算したうえで平均賃金を算定すべきと主張。

(参考) 労働者Xについて、各社での勤務時間は以下のとおり。

	災害6か月前	災害5か月前	災害4か月前	災害3か月前	災害2か月前	災害1か月前
A社の総労働時間	241時間	241時間	213時間	241時間	235時間	252時間
A社の時間外労働時間	81時間	73時間	53時間	68時間	67時間	84時間
B社の総労働時間	0時間	0時間	14時間	6時間	17時間	43時間
B社の時間外労働時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	1時間

【判決】 (抜粋)

…特に、原告が支給を求める遺族補償給付の一つである遺族補償年金制度は、労働者の業務上の死亡によってもたらされた被扶養利益の喪失を填補することを目的とするもので、社会保障的性質をも有することは否定できないが、そのような性質を有する遺族補償給付をどのように定めるかは上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、二重就労者が一の事業場の業務に起因して負傷、疾病障害又は死亡に至った場合に労災保険法の趣旨や遺族補償給付の性質を根拠として直ちに平均賃金の算定において複数事業場の賃金を合算することが当然に帰結されるものではない。

…ある事業場での勤務時間以外の時間について、労働者がどのように過ごすのかについては、当該労働者が自由に決定すべきものであって、当該事業場は関与し得ない事柄であり、当該事業場が労働災害の発生への予防に向けた取り組みをすることができるのも自らにおける労働時間・労働内容等のみである。そうすると、当該事業場と別の事業場が実質的には同一の事業体であると評価できるような特段の事情がある場合でもない限り、別の事業場での勤務内容を労災の業務起因性の判断において考慮した上で、使用者に危険責任の法理に基づく災害補償責任を認めることはできない。したがって、先に掲げた場合(両事業場における就労を併せて評価すれば初めて過重負荷と評価できる場合)には、いずれの事業場の使用者にも災害補償責任を認めることはできないにもかかわらず、両事業場での就労を併せて評価して業務起因性を認めて労災保険給付を行うことは、労基法に規定する災害補償の事由が生じた場合に保険給付を行うと定めた労災保険法12条の8の明文の規定に反するというほかない。

当該判決と立法政策との関係

上記の判決は、いずれの事業場の使用者にも災害補償責任を認めることができない場合に、複数の就業先での負荷を合算して評価することは、現在の労災保険法第12条の8の規定に反するものとしているが、労災保険制度として複数の就業先での業務上の負荷を併せて評価することについて、立法論として否定しているものではないと考えられる。

1-2. 仮に業務上の負荷の合算を行う場合の認定方法について(労働時間、心理的負荷関係)

<現行制度>

(認定プロセス)

- 労災認定は、原則として、労働基準監督署において、個別事案ごとに可否を判断。
- 労働者に発症した疾病については、被災労働者の有害因子へのばく露の程度等と発症の経過、病態及び医学的意見等の医証を総合的に検討し、労災認定の可否を判断している。
ただし、特定の疾病や判断が難しい事例などは、本省に協議を行った上で、労災認定の可否を判断することとされている。

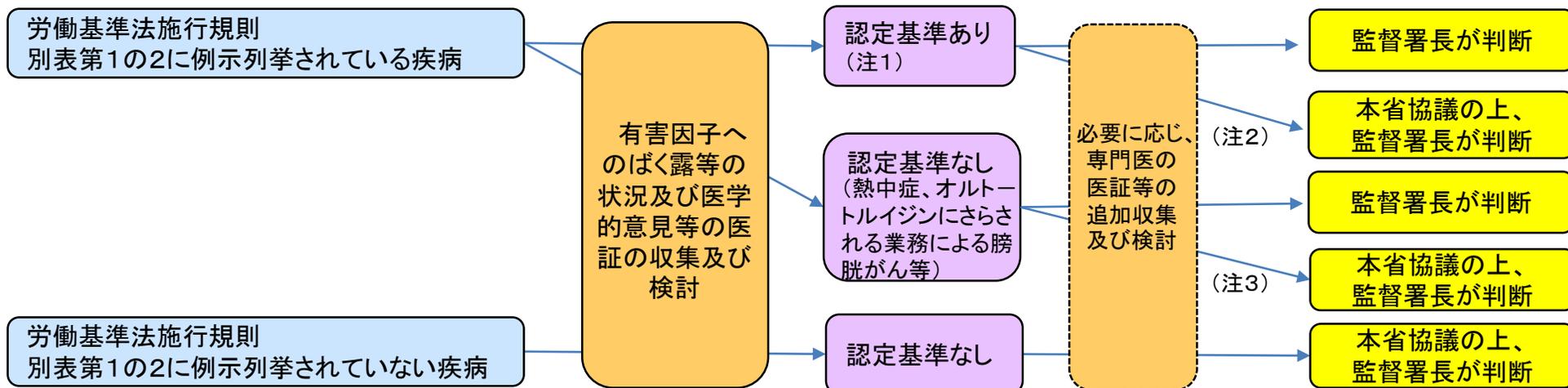
(調査方法)

- 労災保険給付の請求があった場合、業務上の負荷については、
 - ① 請求人からの申立書の提出や聴取の実施
 - ② 家族、事業主、上司、同僚、部下等の関係者からの聴取の実施
 - ③ 主治医等から医学的資料の収集や意見の聴取の実施
 - ④ 請求人、事業主、主治医等からの客観的な資料の収集等の方法によって調査し、認定を行っている。
- 現行でも、脳・心臓疾患や精神障害については、複数就業先での過重負荷又は心理的負荷があったことの申立があった場合、監督署がそれぞれの事業場での労働時間や具体的出来事を調査している。
- 現行では、複数就業者の場合、脳・心臓疾患や精神障害については原則事業場ごとの負荷を合算せずに、事業場単位で負荷を評価し、労災認定を行っている。ただし、使用者が同一と認められる場合には、事業場が異なる場合であっても、一の事業場として業務上の負荷を判断している。

<論点>

- 現行でも、脳・心臓疾患や精神障害については、複数就業先での過重負荷又は心理的負荷があったことの申立があった場合、監督署がそれぞれの事業場での労働時間や具体的出来事を調査していることを踏まえれば、複数就業先の業務上の負荷を合算して評価する場合であっても、認定プロセスを変更する必要はないのではないか。

- 労災認定は、原則として、労働基準監督署において、個別事案ごとに可否を判断。
- 労働者に発症した疾病については、被災労働者の有害因子へのばく露の程度等と発症の経過、病態及び医学的意見等の医証を総合的に検討し、労災認定の可否を判断している。
ただし、特定の疾病や判断が難しい事例などは、本省に協議を行った上で、労災認定の可否を判断することとされている。
- 認定基準とは、業務上の疾病（労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病）の発症条件（有害因子、ばく露条件、症状及び発症経過等）等を通達の形で補足したものであり、この基準の要件に該当するものについては、原則として業務上疾病と認定される。



(注1)

- ・ 血管病変等を著しく増悪させる業務による「脳・心臓疾患」
- ・ 心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による「精神障害」
- ・ 石綿による疾病(石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水)
- ・ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
(非災害性腰痛、振動障害、上肢障害)
- ・ 化学物質等による疾病(芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体による疾病等)
- ・ 物理的因子による疾病(電離放射線障害、騒音性難聴) 等

(注2)

- ・ 特定の疾病（例えば、電離放射線に係る白血病や石綿による良性石綿胸水については、本省に協議することとされている。）
- ・ 認定基準において一部要件を満たさない場合に協議を求めているもの（例えば、石綿による肺がんであって、胸膜プラーク所見は認められるものの石綿ばく露作業への従事期間が10年未満である場合には、本省に協議することとされている。）
- ・ 判断が難しい事例（例えば、請求傷病名が脳・心臓疾患の認定基準の対象疾病以外のものの場合には、本省に協議することとされている。）

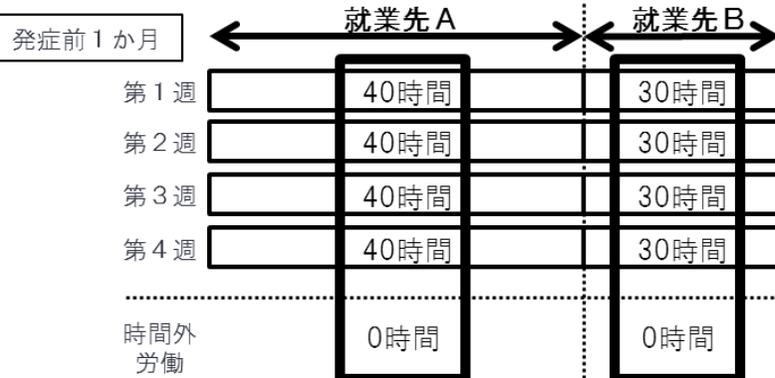
(注3)

- ・ 特定の疾病（例えば、オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がんについては、本省に協議することとされている。）

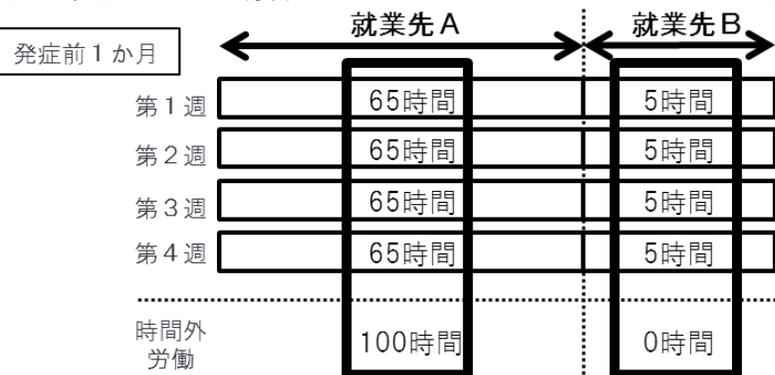
<考え方>

➤ 脳・心臓疾患事案において、被災労働者が複数の事業場に属し、それぞれから指揮命令を受けるような場合について、原則としては、それぞれの事業場における業務に係る過重負荷の調査を行い、どの事業場における業務による過重負荷と疾病の発症との間に相当因果関係が認められるかどうかを評価の上、労災認定の可否の判断を行う。なお、精神障害事案についても、時間外労働時間数の評価が必要な事案における考え方は同様。

【例1】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業し、就業先Aで週40時間、就業先Bで週30時間の業務に従事したと申立があった場合

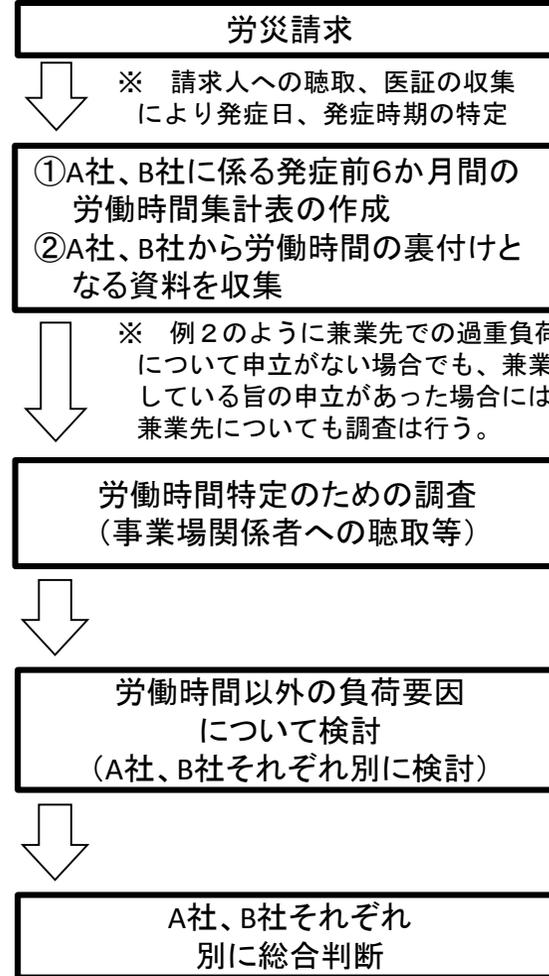


【例2】業務により脳・心臓疾患を発症したとして労災請求を行った労働者から、就業先A・Bを兼業しているが、就業先Aで週65時間の業務に従事したことが原因と申立があった場合

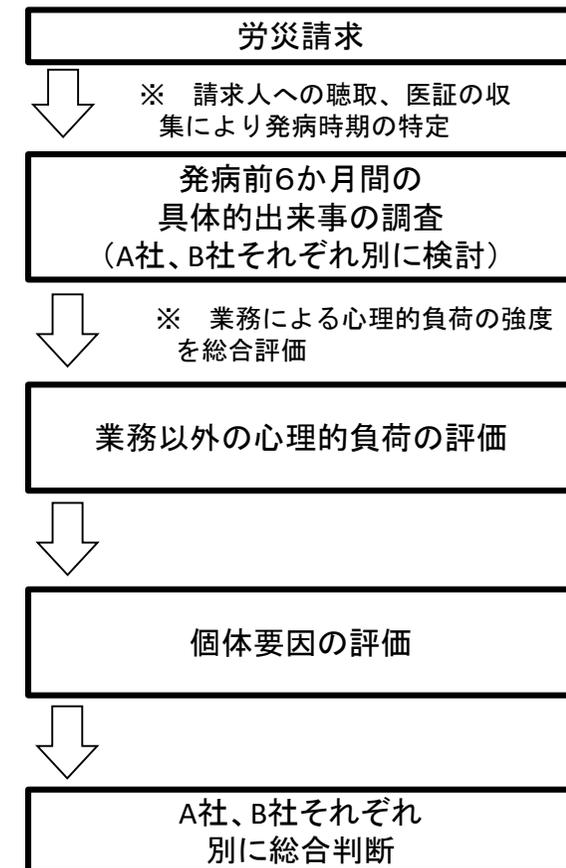


※時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数

<時間外労働時間数の評価が必要な事案>



<精神障害事案で時間外労働時間以外の心理的負荷の評価が必要な事案>



業務による明らかな過重負荷

異常な出来事

短期間の過重業務

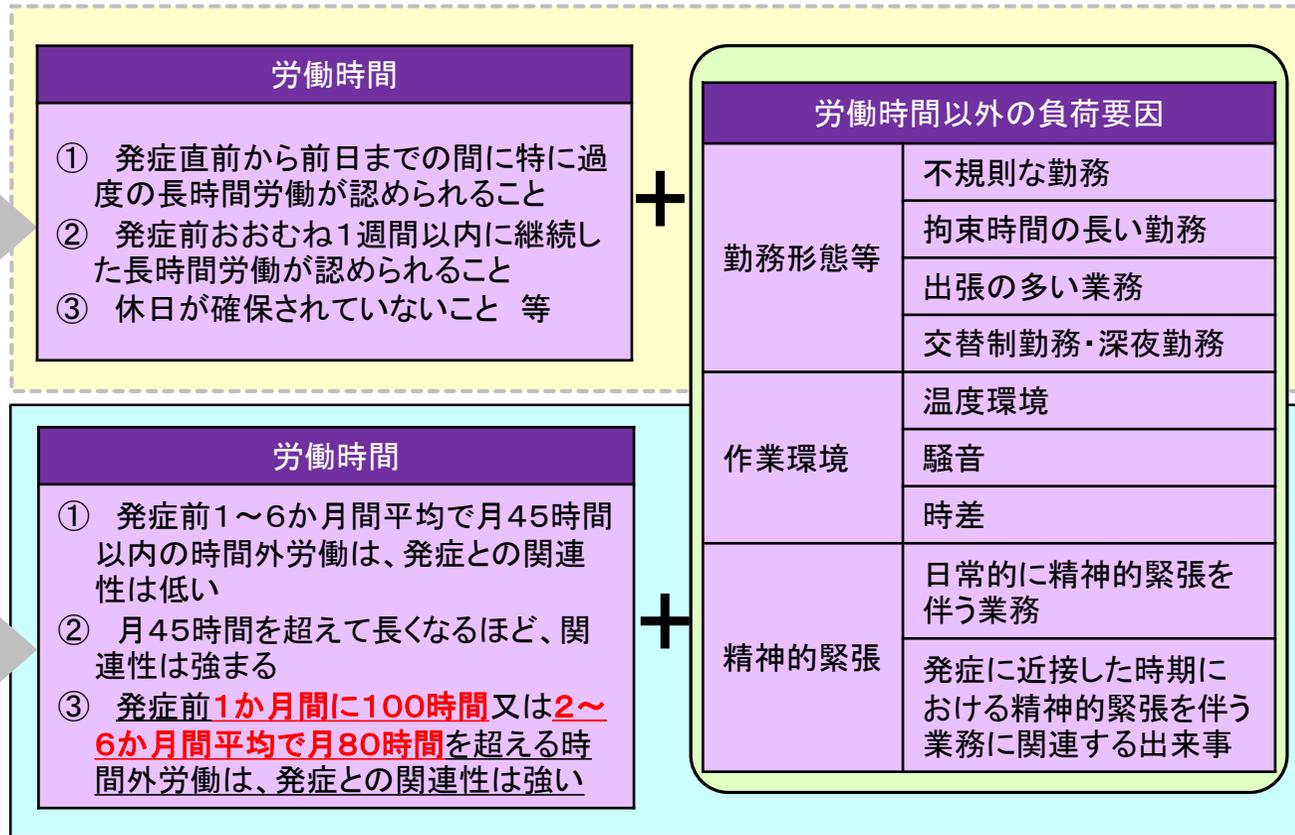
長期間の過重業務

発症直前から前日までの間に、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと

発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと

発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したこと

- 極度の緊張、興奮、恐怖、驚く等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態
- 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態
- 急激で著しい作業環境の変化



総合判断(基礎疾患の程度等)

業務上

業務外

※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における過重負荷を評価。

1 対象疾病に該当する精神障害を発病している

2 業務による心理的負荷の評価

※「業務による心理的負荷評価表」に基づき評価

(1) 特別な出来事に該当する出来事がある場合（心理的負荷が極度のもの）例：発症直前の1か月におおむね160時間以上の時間外労働を行った場合 等

(2) 特別な出来事に該当する出来事がない場合

- ① 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定
- ② 当該事案における「出来事」及び「出来事後の状況」を考慮した心理的負荷の強度の総合評価
- ③ 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価
 - ・いずれかの出来事が「強」
 - 全体評価も「強」
 - ・単独では「強」とならないが、複数の出来事が関連して生じている場合
 - 全体を一つの出来事として評価（最初の出来事を心理的負荷表に当てはめ、関連して生じた各出来事は出来事後の状況とみなし、後発の出来事の内容・程度により全体を評価）
 - ・単独では「強」とならない一つの出来事のほかに、それとは関連しない他の出来事が生じている場合
 - 「中」が複数＝「中」又は「強」、「中」が一つと「弱」が複数＝「中」、「弱」が複数＝「弱」

※「強」になる場合の具体例

- 具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の例
 - ・ 発症直前の2か月間連続して1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働を行った場合
 - ・ 発症直前の3か月間連続して1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働を行った場合
- 具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」の例
 - ・ 部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた場合 等

弱

中

強

業務外

3- (1) 業務以外の心理的負荷の評価

※「業務以外の心理的負荷評価表」に基づき評価

強度Ⅲに該当する出来事が認められない
かつ

個体側要因がない

強度Ⅲに該当する出来事が認められる
または

個体側要因がある

3- (2) 個体側要因の評価

業務上

業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したのかを判断

業務外

※複数就業が確認された場合であっても、1の事業場における業務における心理的負荷を評価。

1-3. 仮に業務上の負荷の合算を行う場合の保険料負担の在り方について

<現行制度>

- 労災保険率は、業種ごとの災害率等に応じて定めている。ただし、業務災害分以外は、事業主の管理下において生じる災害ではない。また、事業主が有効な災害防止措置を講じる手立てもなく、さらにそのような災害防止義務が課せられているわけでもないことから、全業種一律となっている。
- 災害防止努力の促進を図るため、個別事業場の災害の多寡に応じて労災保険率を増減している（メリット制）。メリット収支率の算定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律において、①事業主の災害防止努力の及ばない保険給付等（通勤災害等）についてはメリットに反映しないようにし、②労働基準法の災害補償責任の範囲を大きく超えないよう、給付実額ではなく一定の値に換算した額をメリットに反映することとし（年金給付等）、③特定の業務に長期間従事することにより発症する疾病のうち、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種に多発する特定の疾病に係る保険給付等は、保険給付等の額から除いて算定するようにしている。

1-3. 仮に業務上の負荷の合算を行う場合の保険料負担の在り方について(続き)

<論点>

- 仮に業務上の負荷を合算して評価して労災認定する場合、当該給付に係る保険料負担についてどのように考えるか。
- 仮に業務上の負荷を合算して評価して労災認定する場合、メリット制についてはどのように考えるか。

労災保険率について

労災保険率は54業種ごとに災害率等に応じて定め、3年に1度改定。最低2.5/1,000～最高88/1,000

(例) 金融業、保険業又は不動産業 2.5/1,000 金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業 88/1,000

労災保険率(全業種平均)の推移

平成元年度 10.8/1,000



平成4年度 11.2/1,000



平成7年度 9.9/1,000



平成10年度 9.4/1,000



平成13年度 8.5/1,000



平成15年度 7.4/1,000



平成18年度 7.0/1,000



平成21年度 5.4/1,000



平成24年度 4.8/1,000



平成27年度 4.7/1,000



平成30年度 **4.5/1,000**

平成30年度の労災保険率を構成する要素		労災保険率 (単位:1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付 等	2.22
	長期給付分 年金たる保険給付等 (将来給付分は積立金として保有)	1.18
非業務災害分		0.6
社会復帰促進等事業 及び 事務の執行に要する費用分		0.9
年金積立調整費用		▲0.4

※1 業務災害分は、業種別に設定(上表は便宜上平均値を表示)。なお、短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分や、長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分等については、全業種に一律で賦課。

※2 業務災害分以外は、全業種一律(通勤災害は労働者が200円負担)

※3 業務災害分で端数処理前の各業種の料率を平均していることから、上記の各料率の合計値は、端数処理後の平均とは一致しないことがある。

労災保険のメリット制について

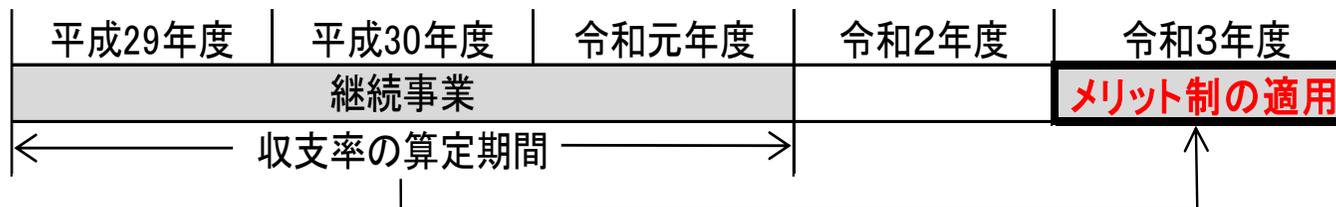
○労災保険のメリット制とは

事業の種類（54業種）ごとに定められている労災保険率※1 を個別の事業場に適用する際、個別の事業場の災害の多寡に応じ、労災保険率又は保険料を増減することで、事業主の保険料負担の公平性の確保や、災害防止努力の促進を図るためのもの ※1 2.5/1,000~88/1,000

◎メリット収支率（イメージ）

一定規模以上の継続事業（期限のない事業）・一括有期事業（期限のある事業のうち、複数の工事現場等を一括して一の事業として取り扱うもの）については連続する3保険年度の間における収支率に応じて、最大±40%の範囲で労災保険率を増減させている※2

$$\text{収支率（％）} = \frac{\text{3年度間の保険給付等の額（業務災害分）}^{\text{※3}}}{\text{3年度間の保険料の額（業務災害分）}} \times 100$$



※2 保険給付等の額をそのまま分子に算入するのではなく、①事業主の災害防止努力の及ばない保険給付等（通勤災害等）を除く、②基準法の災害補償範囲を大きく超えないよう、分子に算入する額を限定する（年金給付等）などの修正を行っている。

※3 単独有期事業（工事現場等）については、事業終了後、3ヶ月（又は9ヶ月）を経過した時点において、収支率に応じて、労災保険料を増減させている。

- 災害防止努力の促進を図るため、個別事業場の災害の多寡に応じて労災保険率を増減している(メリット制)。
- メリット収支率は、保険給付等の額と保険料の額の比率で算定しているが、特定の業務に長期間従事することにより発症する疾病のうち、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する以下の特定の疾病に係る保険給付等は、保険給付等の額から除いて算定している(下の表は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第17条の2に規定されている疾病の内容)。

疾病	事業の種類	疾病にかかった者
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業 又は港湾荷役業	事業主を異にする二以上の事業場において重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至ったものを除く。)
手指、前腕等の末梢循環障害、 末梢神経障害又は運動器障害	林業又は建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場においてさく岩機、鋳打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が一年に満たないもの
じん肺症又はじん肺と合併した 肺結核、結核性胸膜炎、続発性 気管支炎、続発性気管支拡張症、 続発性気胸若しくは原発性肺がん	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において粉じんを飛散する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が三年に満たないもの
肺がん又は中皮腫	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が肺がんについては十年、中皮腫については一年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業 又は港湾荷役業	事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至ったものを除く。)
難聴等の耳の疾患	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において著しい騒音を発する場所における業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(特定業務従事期間)が五年に満たないもの

2. 特別加入制度のあり方について①

2-1. 複数就業と特別加入制度について

<現行制度>

- 労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされているが、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、労災保険の特別加入を認めている。

- 特別加入の場合には、
 - ・ 中小事業主等の第一種特別加入については、当該事業の中小事業主が
 - ・ 一人親方等の第二種特別加入については、特別加入団体が
 - ・ 海外派遣者の第三種特別加入については、当該事業の事業主が法律上「事業主」とされ、保険料を納付している。なお、第二種特別加入については、特別加入団体が保険料の納付義務を負っており、一般的には、特別加入団体が構成員（一人親方等）から保険料相当額を徴収し、政府に納付している。

- 中小事業主等や一人親方等の特別加入者から脳・心臓疾患や精神障害に関する労災請求があり、認定基準で示している労働時間による過重負荷（心理的負荷）の評価が必要な場合、これらの者は自らの出退勤や労働時間を管理する記録を作成していないことも少なくないが、このような場合であっても、例えば、作業日報、事業場の警備記録、現場への出入記録といった資料と同僚労働者等の申立内容を突合するなどして、業務遂行性が認められる時間を推計している。

2-1. 複数就業と特別加入制度について

<論点>

- 複数就業している場合で、1つ以上特別加入している場合、賃金額の合算や負荷の合算において、特別加入制度の趣旨を踏まえると、労働者の場合と異なる取扱いにする必要はないのではないか。
- 例えば、本業が労働者で副業として労働者以外の働き方を選択している場合について、労災保険制度においては、副業で特別加入していない場合についてまで、賃金額の合算や負荷の合算の対象とすることは困難ではないか。

○中小事業主等 事業主数 … 65万 953人
家族従事者数 … 43万9,030人

	事業主数	家族従事者数
林業	1,993人	761人
漁業	1601人	1072人
鉱業	283人	300人
建設事業	317241人	122918人
製造業	99976人	101640人
運輸業	10682人	9671人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	154人	205人
その他の事業	217961人	201579人
船舶所有者の事業	1062人	884人

○一人親方等 加入者数 … 56万9,918人
団体数 … 3,511団体

	加入者数	団体数
個人タクシー・個人貨物運送業者	178団体	9,311人
建設業の一人親方	3,091団体	556,634人
漁船による自営漁業者	67団体	1,539人
林業の一人親方	108団体	1,704人
医薬品の配置販売業者	16団体	178人
再生資源取扱業者	22団体	450人
船員法第1条に規定する船員	29団体	102人

○特定作業従事者 加入者数 … 11万2,499人
団体数 … 1,359団体

農作業従事者		
特定農作業従事者	444団体	68,059人
指定農業機械作業従事者	416団体	30,709人
訓練従事者		
職場適応訓練従事者	53団体	342人
事業主団体等委託訓練従事者	108団体	10,035人
家内労働者		
金属等の加工の作業	31団体	329人
洋食器・刃物等の加工の作業	6団体	25人
履物等の加工の作業	5団体	65人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	12団体	62人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員	13団体	86人
介護作業従事者	270団体	2,787人

○海外派遣者 加入者数 … 9万8,774人
事業場数 … 1万 492事業場

	加入者数	事業場数
技術協力(JICA等)	79事業場	4,282人
労働者	7,968事業場	88,124人
代表者等	2,445事業場	6,368人

特別加入者数 合計:187万1,174人
(いずれも平成29年度末時点)

1 趣旨

労災保険は、労働者の労働災害に対する保護を主目的とするものであり、労働基準法上の労働者でない者については対象外とされている。特別加入とは、業務の実態、災害の発生状況等からみて労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について、特に労災保険の加入を認める制度。

2 特別加入の対象範囲

- 特別加入の対象範囲は、下記の条件を考慮して定められている。
 - ① 業務の実態や災害の発生状況からみて労働者に準じて保護するにふさわしい者であること。
 - ② 業務の範囲が明確に特定でき、業務災害の認定等が保険技術的に可能であること。
- 特別加入を認めるにあたっては、民業圧迫につながらないように留意する必要がある。
また、逆選択が生じないように危険防止措置の徹底等を図ることが不可欠。

3 特別加入の種類（労災保険法第33条）

- ① 中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者（役員等）
- ② 労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者（家族従事者等）
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

※詳細は次頁以降

4 保険料率（徴収法第13条～第14条の2）

- ① : 当該事業に適用される労災保険率と同一の率
- ②～④: 同種・類似の事業又は作業を行う事業についての災害率等を考慮して定める率

5 給付基礎日額（労災則第46条の20、第46条の24及び第46条の25の3）

3,500円～25,000円までの16段階のうち希望額を徴し、都道府県労働局長が決定した額

6 特別加入の対象者・特別加入の手続等

＜中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者(役員等)＞

○ 特別加入者の範囲

- ・ 中小事業主等として認められる企業規模（労災則第46条の16）

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

- ・ 中小事業主が行う事業に従事する者

事業に従事する者とは、労働者以外の者で事業に常態として従事する者を予定したもの。事業主が法人である場合にあっては、代表者以外の役員のうち、労働者に該当しないものも、これに含まれる。

○ 加入の一般的要件（労災保険法第33条及び第34条）

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること
※事務組合の要件についてはp 24 参照。

- 加入の要件を満たす場合には、中小事業主が2以上の事業について特別加入することができる。（通達：S40.11.1基発第1454号）
同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。（労災保険法第34条1項の解釈（通達：H23.3.25基労発0325第1号））

- 中小事業主等の特別加入に当たっては、当該事業場の労働者の適正加入及び労働保険料の適正徴収を担保するため、法律上、労働保険事務組合への事務処理の委託を特別加入の要件としている。（労災保険法第33条）

＜労働者を使用しないで次の事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の17）

- ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- ・漁船による水産動植物の採捕の事業
- ・林業の事業 ・医薬品の配置販売の事業
- ・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ・船員法第一条に規定する船員が行う事業

を労働者を使用しないで行うことを常態とする者。

○一人親方等の特別加入については、一人親方等の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、一人親方等を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

＜特定作業従事者＞

○特別加入者の範囲（労災則第46条の18）

- ・一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者
- ・特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者
- ・国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
- ・危険有害な作業に従事する家内労働者等
- ・労働組合等常勤役員
- ・介護作業従事者及び家事支援従事者

○特定作業従事者の特別加入についても、特定作業従事者の団体（特別加入団体）が、その構成員又はその構成員の行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害に関して労災保険の適用を受けることについての申請をし、政府の承認を得た場合、労災保険の適用上、特別加入団体を事業主、特定作業従事者を労働者とみなすこととされている。（労災保険法第35条）

※「特別加入団体」の要件についてはp 25参照。

＜海外派遣者＞

○ 特別加入者の範囲（労災保険法第33条）

- ・ 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される者
- ・ 日本国内の事業主から、海外にある中小規模の事業（※）に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される者
- ・ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する者

（※）中小規模の事業とは、派遣される事業の規模の判断については、事業場ごとではなく、国ごとに企業を単位として判断。例えば、日本国内の本社の労働者数と派遣先の国の企業の労働者数を合わせて下の表の規模以内であれば特別加入することができる。

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

（※） 海外出張の場合は、海外出張者について何らの手続なく、所属する国内の事業場の労災保険により保険給付を受けられる。一方、海外派遣の場合は、特別加入の手続が必要。

海外出張者とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者。一方、海外派遣者とは、海外の事業場に所属して、その事業場の使用者の指揮に従って勤務する労働者またはその事業場の使用者（事業主およびその他労働者以外の者）。

海外出張者と海外派遣者のどちらに当たるかは、勤務の実態によって総合的に判断。

- 初めて特別加入を申請する場合、派遣元の団体又は事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要。なお、派遣先の事業は有期事業も含まれる。（労災保険法第36条）
- 派遣元の団体又は事業主が、その事業から派遣する特別加入予定者の加入手続をまとめて行う。（労災保険法第36条）

〈中小事業主及びその事業に従事する労働者以外の者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

※同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができない。

1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
※ 船員である中小事業主等が、船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合は、積極的な私的行為を除き業務遂行性が認められる
- ⑥ 通勤途上で次の場合
ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。

〔労災保険法上の通勤とは〕

「通勤災害」とは、通勤により被った負傷、疾病、障害または死亡をいう。

この場合の「通勤」とは、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復 ②就業の場所から他の就業の場所への移動 ③赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路および方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとしている。これらの移動の経路を逸脱・中断した場合は、その逸脱・中断の間およびその後の移動は通勤とならない。ただし、その逸脱・中断が、日常生活上必要な行為であって日用品の購入などをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合は、合理的な経路に戻った後の移動は「通勤」となる。

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉
(通達：S40.12.6基発第1591号)

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者等
 - ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ② 大工、左官、とび、石工等の建設業の一人親方
 - ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
 - イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
 - エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者
 - ア 水産動植物の採捕、これに直接必要な用船中の作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 最終の発地から漁船まで、または漁船から最初の着地までの間において行為を行う場合
 - ウ 突発事故により予定外に緊急の出勤を行う場合
- ④ 植林、伐採、木炭製造等を行う林業の一人親方
 - ア 森林の中の作業地、木材の搬出のための作業路およびこれに前後する土場における作業並びにこれに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、作業の打ち合せなどを通常行っている場所（自宅を除く場所で、以下「集合解散場所」という）における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - ウ 集合解散場所と森林の中の作業地との間の移動およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - エ 作業に使用する大型の機械等を運搬する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - オ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために作業地または集合解散場所に赴く場合

〈労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者〉

⑤ 医薬品の配置販売業者

住居を出た後の最初の用務先からその日の最後の用務先までの間に行う医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）およびこれに直接附帯する行為並びに医薬品の配置販売業務（医薬品の仕入れを含む）を行うために出張する場合（住居以外の施設における宿泊を伴う場合に限る）

⑥ 廃品回収業、くず鉄業と呼ばれる事業を行う再生資源取扱業者

ア 再生資源を収集、運搬、選別、解体するなどの作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

イ 再生資源を収集、運搬するために行われるトラックなどの貨物運搬用車両などを運転または操作する作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

ウ 台風、火災などの突発事故による緊急用務のために、再生資源の集積場所などに赴く場合

⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業に従事する者

ア 船員法の適用のある船舶に乗り組んでいる場合（恣意的行為など積極的な私的行為を除く）

イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

ウ 下船後における旅客の乗降のための作業および、荷下ろしなどの作業または出荷のための作業など事業のためにする行為に直接附帯する作業についても、事業の性質に応じて業務遂行性が認められることがある。

2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の一人親方等については、通勤災害の保護の対象とならない。

① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

③ 漁船による水産動植物の採捕の事業に従事する者

〈特定作業従事者〉（通達：S40.12.6基発第1591号）

業務災害または通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われる。

1 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られる。次に該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）
 農業者が、農作業場で行う「土地の耕作や開墾」「植物の栽培や採取」「家畜（家きんやみつばちを含む）や蚕の飼育の作業」のうち、次のア～オのいずれかに当たる作業を行う場合（その作業に直接附帯する行為を含む）
 - ア 農作業場で動力により駆動する機械を使用して行う作業
 - イ 農作業場の高さが2メートル以上の箇所において行う作業
 - ウ 農作業場で牛・馬・豚に接触し、または接触するおそれのある作業
 - エ 農作業場の酸素欠乏危険場所で行う作業
 - オ 農作業場で農薬を散布する作業
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）
 - ア 農業者が、農作業場において指定農業機械を使用して行う作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 農業者が指定農業機械を農作業場と格納場所との間において、運転または運搬する作業（苗、防除用薬、堆肥などを共同育苗施設などから農作業場へ運搬する作業を含む。）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
- ③ 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業に従事する者
 訓練現場に就労している労働者に準ずる
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等
 - ア 家内労働者等が、作業場で、申請書の「業務又は作業の内容」欄に記載された作業またはこれに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 家内労働者等が、作業場に隣接した場所（作業場の敷地内、作業場前の道路上など）において行う家内労働に関わる材料、加工品などの積み込み、積み卸し作業および運搬作業を行う場合
- ⑤ 労働組合等常勤役員
 労働組合等の常勤役員が、労働組合等の事務所、事業場、集会場または道路、公園その他の公共の用に供する施設において、集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に関する作業（作業に必要な移動を含む）を行う場合
- ⑥ 介護作業従事者 及び家事支援従事者
 - ア 介護作業従事者が、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する介護関係業務で、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活の世話、機能訓練または看護に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
 - イ 家事支援作業従事者が、炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為に関する作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

〈特定作業従事者〉

2 通勤災害

通勤災害については、一般の労働者と同様に取り扱われる。ただし、上記のうち次の特定作業従事者については、通勤災害の保護の対象とならない。

- ① 一定規模の農業の事業場において一定の危険有害な農作業に従事する者（特定農作業従事者）
- ② 特定の農業機械を用いて一定範囲の農作業を行う者（指定農業機械作業従事者）
- ④ 危険有害な作業に従事する家内労働者等

〔特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者の通勤災害について〕

特定農作業従事者や指定農業機械作業従事者については、通勤災害の適用はないが、自宅と農作業場との間を、トラックなどの運搬機械を用いて往復している場合には、業務災害として保護の対象となる。

特定農作業従事者については、農産物や農作業のための資材などを運ぶために自宅の車庫から農作業場まで軽トラックを運転する行為は、耕作などの作業に直接附帯する行為に当たるため、通勤災害ではなく、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。また、指定農業機械作業従事者についても、軽トラックに乗って自宅の車庫から農作業場まで向かう途中に被災した場合には、業務災害として労災保険による給付を受けることができる。

〈海外派遣者〉

○労働者として派遣される場合（通達：S52.3.30労働省発労徴第21号・基発第192号、S55.3.31労働省発労徴第22号・基発第156号）

国内の労働者の場合と同様、業務災害または通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われる。

○中小事業の代表者などとして海外派遣される場合（通達：H8.3.1基発第95号）

国内の中小事業主等の特別加入の場合と同様、以下の場合に労災保険から給付が行われる。

1 業務災害

就業中の災害であって、次の①～⑦のいずれかに該当する場合に保険給付が行われる。

- ① 申請書の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に特別加入申請した事業のためにする行為およびこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行われる業務を除く）
- ② 労働者の時間外労働または休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①または②に前後して行われる業務（準備、後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ ①、②、③の就業時間内における事業場施設の利用中および事業場施設内で行動中の場合
- ⑤ 事業の運営のために直接必要な業務（事業主の立場で行われる業務を除く）のために出張する場合
- ⑥ 通勤途上で次の場合
 - ア 労働者の通勤用に事業主が提供する交通機関の利用中
 - イ 突発事故（台風、火災など）による予定外の緊急の出勤途上
- ⑦ 事業の運営に直接必要な運動競技会その他の行事について労働者（業務遂行性が認められる者）を伴って出席する場合

2 通勤災害

国内の労働者の場合と同様に取り扱われる。

○留意事項

赴任途上における災害は、次の要件を全て満たす場合に業務災害と認められる。（通達：H3.2.1基発第75号）

- ① 海外派遣を命じられた労働者が、その転勤に伴う移転のため転勤前の住居などから赴任先事業場に赴く途中で発生した災害であること
- ② 赴任先事業主の命令に基づき行われる赴任であって、社会通念上、合理的な経路および方法による赴任であること
- ③ 赴任のために直接必要でない行為あるいは恣意的行為に起因して発生した災害でないこと
- ④ 赴任に対して赴任先事業主より旅費が支給される場合であること

○労働保険事務組合制度とは

労働保険事務組合制度とは、商工会、事業協同組合などの事業主の団体や社会保険労務士の事務所などが、厚生労働大臣から労働保険事務組合の認可を受けることにより、事業主の委託を受けて労働保険料の申告・納付や雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険事務を行う制度である。

○労働保険事務組合の認可基準の概要

◇平成25年3月29日付け基発0329第7号「労働保険事務組合事務処理手引の改正について」

(1) 団体の性格 → 団体性が明確であること

- ・ 法人であるかは問わないが、「代表者の定めがあること」、「定款、規約等において、団体の組織、構成員の範囲、事業内容、運営方法」等が明確に定められていること。
- ・ 労働保険事務の委託予定事業主が30以上あること。
- ・ 定款等において、事業主の委託を受けて労働保険事務の行うことが定められていること。
- ・ 団体等の活動実績が2年以上あること。

(2) 財政基盤 → 相当の財産を有すること

団体等は相当の財産を有し、事務組合の責任(労働保険料の納付等の責任)を負うことができるものであること(登記簿や預金証書等で確認)。

(3) 事務処理体制 → 適切に処理できる体制が確立していること

- ・ 労働保険事務を確実に行う能力がある者(社会保険労務士等)が配置され、その者が当該団体の役職員として、実際に労働保険事務に携わることが予定されていること。
- ・ 役員や事務の総括者は社会的信用があること(経歴書で確認)。
- ・ 事務処理規約に必要事項を定め、団体の議決機関の承認を経ていること。

- 特別加入団体の申請をしようとする団体は、あらかじめ、一人親方等又は特定作業従事者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならないこととされている。

具体例：①原状回復の業務又は除染を目的とする原状回復以外の業務を行う一人親方については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）に沿って改定しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」平成23年12月27日基発1227第1号）
②特定農作業従事者については、特別加入団体が業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項として「業務災害防止規則例」に定める内容と実質的に同じ内容の定めを作成しなければならない。（「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について」平成3年4月12日発労徴第38号、基発259号）

<参照条文>

◎労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）

第四十六条の二十三第二項 法第三十五条第一項の申請をしようとする団体（第四十六条の十七第七号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

- 特別加入団体は、一人親方等及び特定作業従事者に係る保険料の納付など、事業主に課せられている労働保険事務を処理することになるため、当該団体が次頁の要件を全て満たしている場合に、政府は特別加入の承認を行う。

(参考)特別加入団体の要件②

○特別加入団体の要件（昭和40年11月1日付け基発第1454号労働基準局長通達）

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表（※）に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

(※別表)

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
北海道	青森県
青森県	北海道 岩手県 秋田県
岩手県	青森県 宮城県 秋田県
宮城県	岩手県 秋田県 山形県 福島県
秋田県	青森県 岩手県 宮城県 山形県
山形県	宮城県 秋田県 福島県 新潟県
福島県	宮城県 山形県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県
茨城県	福島県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
栃木県	福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
群馬県	福島県 茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 長野県
埼玉県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県
千葉県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県
東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県
神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 山梨県 静岡県
新潟県	山形県 福島県 群馬県 東京都 富山県 長野県
富山県	新潟県 石川県 長野県 岐阜県
石川県	富山県 福井県 岐阜県
福井県	石川県 岐阜県 滋賀県 京都府
山梨県	埼玉県 東京都 神奈川県 長野県 静岡県
長野県	群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県
岐阜県	富山県 石川県 福井県 長野県 愛知県 三重県 滋賀県
静岡県	埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 愛知県
愛知県	長野県 岐阜県 静岡県 三重県

主たる事務所の所在地の都道府県	主たる事務所の所在地の都道府県以外で特別加入団体が事務処理を行うことが出来る区域の一覧
三重県	岐阜県 愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
滋賀県	福井県 岐阜県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県
京都府	福井県 三重県 滋賀県 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県
大阪府	三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
兵庫県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県 香川県
奈良県	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県
和歌山県	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 徳島県
鳥取県	京都府 兵庫県 島根県 岡山県 広島県
島根県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県
岡山県	京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 島根県 広島県 香川県 愛媛県
広島県	鳥取県 島根県 岡山県 山口県 香川県 愛媛県
山口県	島根県 広島県 愛媛県 福岡県 大分県
徳島県	大阪府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県 高知県
香川県	大阪府 兵庫県 岡山県 広島県 徳島県 愛媛県 高知県
愛媛県	岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 高知県 大分県
高知県	徳島県 香川県 愛媛県
福岡県	山口県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
佐賀県	福岡県 長崎県 熊本県 大分県
長崎県	福岡県 佐賀県 熊本県
熊本県	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 宮崎県 鹿児島県
大分県	山口県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県
宮崎県	熊本県 大分県 鹿児島県
鹿児島県	熊本県 宮崎県
沖縄県	-

特別加入制度創設時の労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(案)
についての答申(別紙)(労働者災害補償保険審議会 S40. 10. 20)

標記要綱(案)については、本年9月22日及び10月15日開催の会議に於いて慎重に審議した結果、次のような基本的考え方を前提として、これを了承する。

- 1 労災保険事務組合については、中小企業団体の実情を十分考慮し、特に団体の責任体制の確保に努めつつ、その普及を図ることとすべきである。
- 2 特別加入については、業務の実態、災害の発生状況等から、労働基準法の適用労働者に準じて保護すべき者に対し、特例として労災保険の適用を及ぼすのが制度の趣旨であるので、その実施に当っては、いやしくも労災保険本来の建前を逸脱し、あるいは制度全体の運営に支障を生ずることのないよう、あくまで慎重を期する必要がある。

かかる見地から、特別加入者の範囲については、業務の危険度ないしその事業の災害率に照らし、特に保護の必要性の高いものについて考慮するとともに、特別加入者の従事する業務の範囲が明確でないし特定性をもち保険業務の技術的な処理の適確を期しうるかどうかを十分に検討すべきであり、また将来全面適用となるべき労働者についての保険加入の促進にも資するよう配慮する必要がある。

特に農業従事者の特別加入については、その業態の特殊性、他の業務との均衡等の問題、災害発生状況ないし保険数理上の基礎データの未整備の現状からみて、時期尚早のきらいがあり、殊に、農業労働者に対し完全適用もされていない現状において自営農業者に対する適用を進めること自体、労災保険制度の趣旨、制度運営の基本的態度として問題がある。この際、ある程度の加入を認めるとしても、以上の見地から、危険度の最も高く、重度の傷害を起すおそれがあると認められる種類の機械による作業を対象として必要最小限に止めることとし、将来の方策については、あらためて根本的な検討を加えたうえ、方針を策定すべきである。